

## 2026年度総合職官庁訪問ルール(概要)

### 1 日程

訪問開始 : 6月 10日(水)午前8時以降

第1クール : 6月 10日(水)～6月 12日(金) (3日間)

第2クール : 6月 15日(月)～6月 17日(水) (3日間)

←リセット

第3クール : 6月 18日(木)、6月 19日(金) (2日間)

←リセット

第4クール : 6月 22日(月) (1日間)

内々定解禁: 6月 22日(月)15時以降

### 2 クール制・リセット・事前予約制

#### (1)クール制

- ① 第1クール、第2クール(3日間、3日間)

同一省庁への訪問は3日に1回(翌日・翌々日の訪問不可)

- ② 第3クール(2日間)

同一省庁への訪問は2日に1回(翌日の訪問不可)

#### (2)リセット

第3クールの初日、第4クールは、任意の省庁に訪問可能。

#### (3)内々定解禁

内々定解禁: 第4クール(6月 22日(月))15時以降

内々定解禁までの間は、訪問希望者に対し、内定、内々定に類似するような言動は一切行わない。

#### (4)土曜日及び日曜日の対応

土曜日及び日曜日(6月 13日(土)、14日(日)、20日(土)、21日(日))は、次回の訪問予約に関するメールでの各省庁からの一方向の事務的連絡を除き、訪問希望者とは電話、メールを含め接触しない。

#### (5)事前予約制

6月 1日(月)午前9時から6月 9日(火)午後5時までの、各省庁が定める期間中に、メール、ウェブシステム等の多数の訪問希望者が同時に申し込むことが可能な方法に限り、開始日の午前8時以降の官庁訪問の予約を受付。

原則として訪問希望者の希望どおりに受付。ただし、訪問希望者が特定の日に集中して十分な選考活動を行えなくなる場合には、各省庁の判断で他の日程を提示することも可能。

訪問希望者に対し、予約は1日1省庁に限ることを徹底。

官庁訪問の予約がない者の訪問については、各省庁の判断により、これを柔軟に受付し、予約がないことのみを理由に不利益な取扱いを行わない。

### 3 訪問時間・方法

#### (1)訪問開始時刻

訪問期間中全ての日で午前8時以降に開始可能

#### (2)終了時刻

選考過程の合理化等によりできる限り待ち時間を縮減し、訪問者を早期に帰宅させるよう最大限配慮し、可能な限り午後7時までとするよう努めること。午後9時以降の実施は原則禁止。ただし、訪問者数が極めて多いなど、やむを得ず午後9時を越える可能性がある場合には、訪問者に対し、事前に丁寧に説明するとともに、次回以降に向けて運用見直しを行うこと。

#### (3)その他

- 民間企業の面接等がある訪問者の行動を過度に制限することのないよう配慮する。
- 授業、試験、留学、教育実習等学生である訪問者の事情を十分に勘案して面接等を行う。
- 訪問者から学事日程等に関する申出があった場合、面接時間等を配慮するとともに、面接機会の付与を含め、当該申出があったことをもって不利益な取扱いを行わない。
- 遠隔地からの訪問者等の交通事情等を十分に勘案するとともに、訪問者間の公平性を配慮した上で、訪問者の希望に応じ対応可能な範囲で、オンライン面接を積極的に活用する。特に、第1クールにおいては、訪問者の選択を尊重し、オンライン面接を希望する訪問者には必ずオンラインで対応できるようにする。なお、各省庁の判断により、対面は実施せずオンライン面接のみとすることも可能。また、第4クールにおいては、遠隔地からの訪問者の負担軽減の観点から、オンラインでの対応が可能である旨を伝える等、極力配慮を行う。
- 地方在住訪問者、民間企業併願者等への対応に当たり、訪問開始時期が遅れたことを理由に不利益な取扱いはしないことを徹底する。
- 訪問者の都合に合わせて面接方法を選択できるように、「初日に来なければ採用しない」等の言動を行わない。
- 訪問者間の公平性を担保するため、オンライン面接等や対面による面接といった面接方法の違いにより、訪問者の評価に差をつけないよう留意。
- 内定、内々定の解禁までの間は、内定、内々定に類似する言動は厳に慎む。内々定解禁後も、訪問者が他省庁を訪問する可能性を閉ざすような言動を行わない。

### 4 官庁訪問開始までの広報活動等

官庁訪問開始(6月10日(水)午前8時)までの広報活動においては、各省庁は以下の事項を遵守する。

- 2次試験(筆記)後から最終合格者発表日の前日(5月28日(木))までの期間に説明会を開催する場合は、人事院の実施する第2次試験日(面接等)、学事日程等、学生等の都合を考慮し参加機会を確保するため、必ず同種の内容、同様の趣旨・テーマの説明会を複数

の日程で行う。また、可能な限りオンライン会議ツールも併用する。

(参考: 人事院が主催する業務説明会(昨年))

2025年4月6日(日)~4月9日(水)の間の複数の日程でオンライン開催

- 最終合格者発表日(5月29日(金))から官庁訪問開始(6月10日(水)午前8時)までの間は、各省庁は、対面により実施する広報活動等は一切行わない。
- 最終合格者発表日から官庁訪問開始日の前日までの期間においては、説明会の開催に加えて、説明会に引き続く相談会や座談会の開催が可能(原則2人以上の訪問希望者が参加する形で開催し、その方法はオンラインにて実施可とする。)
- 官庁訪問開始(6月10日(水)午前8時)までは、面接等の選考活動は一切行わない。官庁訪問開始前の選考活動は厳禁とし、広報活動等の趣旨を逸脱し、外形的に選考活動と判断される行為は一切行わない。
- 各省庁の開催する説明会との重複を理由に、人事院の実施する第2次試験(面接等)の日程を変更することは不可とする。
- 訪問者からの申出や相談には公平に対応することとし、一部の訪問者にのみ特別な対応をとることのないよう徹底する。
- 短期間に繰り返し連絡する、深夜や長時間に及ぶ電話をかける、意に反して長時間拘束するといった訪問者の自由な就職活動を妨げることは禁止する。

## 2026年度総合職官庁訪問ルール(秋の教養区分)

### 1 日程

訪問開始:12月21日(月)午前9時以降

内々定解禁:12月24日(木)午前9時以降

### 2 事前予約制

最終合格発表日(12月17日(木))以降、訪問開始日午前9時以降の官庁訪問の予約可能。

### 3 その他

上記2026年度総合職官庁訪問ルール3(3)その他と同様

### 4 官庁訪問までの広報活動等

官庁訪問開始(12月21日(月)午前9時)までの広報活動においては、各省庁は以下の事項を遵守する。

○ 2次試験(筆記)後から最終合格者発表日の前日(12月20日(日))までの期間に説明会を開催する場合は、人事院の実施する第2次試験日(面接等)、学事日程等、学生等の都合を考慮し参加機会を確保するため、必ず同種の内容、同様の趣旨・テーマの説明会を複数の日程で行う。また、可能な限りオンライン会議ツールも併用する。

○ 官庁訪問開始(12月21日(月)午前9時)までは、面接等の選考活動は一切行わない。官庁訪問開始前の選考活動は厳禁とし、広報活動等の趣旨を逸脱し、外形的に選考活動と判断される行為は一切行わない。

○ 各省庁の開催する説明会との重複を理由に、人事院の実施する第2次試験(面接等)の日程を変更することは不可とする。

○ 訪問者からの申出や相談には公平に対応することとし、一部の訪問者にのみ特別な対応をとることのないよう徹底する。

○ 短期間に繰り返し連絡する、深夜や長時間に及ぶ電話をかける、意に反して長時間拘束するといった訪問者の自由な就職活動を妨げることは禁止する。

## 2026 年度一般職官庁訪問ルール(概要)

### 1 日程

- 官庁訪問期間:7月2日(木)午前9時以降

(土日祝を除く。7月8日(水)から7月26日(日)までは官庁訪問禁止)

ただし、7月2日から7日までの期間において、平日だけでは十分な選考ができない場合には、各府省は、予め人事院に届け出た上で、7月2日(木)又は3日(金)に自省庁に訪問した者に対してのみ、7月4日(土)に引き続き官庁訪問を実施することができる。7月4日(土)に官庁訪問を実施する府省は、その旨を自府省のホームページ等により、訪問予定者に周知することとする。

### 2 事前予約制について

- 6月25日(木)午前9時以降(第1次試験合格者発表日の翌日)、各省庁が定める期間中に、メール、ウェブシステム等の多数の訪問希望者が同時に申し込むことが可能な方法に限り、訪問開始日の午前9時以降の官庁訪問の予約を受付。

原則として訪問希望者の希望どおりに受付。ただし、訪問希望者が特定の日に集中して十分な選考活動を行えなくなる場合には、各省庁の判断で他の日程を提示することも可能。予約制をとった場合においても、官庁訪問の予約がない者の訪問については、各省庁の判断により、これを柔軟に受付し、予約がないことのみを理由に不利益な取扱いを行わない。

なお、事前予約の有無にかかわらず、7月4日(土)については新規の官庁訪問希望者を受け付けることはできない。

### 3 内々定について

- 内々定の通知や関連する事務手続は、8月12日(水)午前9時以降に行う。それ以前においても、各省庁は、訪問者に対し、その時点での評価を踏まえ、試験の最終合格を条件として内々定を出す旨を伝達することは可能とする。ただし、訪問者が他省庁を訪問する可能性を閉ざすような言動は行わない。

### 4 選考活動禁止期間について

- 官庁訪問開始(7月2日(木)午前9時)までは、面接等の選考活動は一切行わない。
- 人事院は、第1次試験合格者発表前後、6月30日(火)までに説明会を開催することを検討。

各省庁が実施する業務説明会等については、学事日程等に配慮して行う。

- 官庁訪問開始日(7月2日(木))から最終合格者発表日(8月12日(水))までの期間の土曜日(1のただし書による場合を除く。)、日曜日及び祝日は、次回の訪問予約に関するメールでの各省庁からの一方向の事務的連絡を除き、訪問者とは電話、メールを含め接触しない。

## 5 その他

- 官庁訪問においては、遠隔地からの訪問者等の交通事情等を十分に勘案するとともに、訪問者間の公平性を配慮した上で、オンライン面接等を積極的に活用する。
- 訪問者間の公平性を担保するため、オンライン面接等や対面による面接といった面接方法の違いにより、訪問者の評価に差をつけないよう留意。

# 2026 年度大学等卒業予定者等の採用について

令和8年2月25日（水）

各省庁人事担当課長会議申合せ

## 1 採用事務

2026 年度大学等卒業予定者等の採用については、「2026（令和8）年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請等について」（令和7年3月21日内閣官房、文部科学省、厚生労働省、経済産業省）の趣旨を尊重しつつ、以下のとおり実施する。

### （1）採用に関する情報提供

採用に関する情報提供は、採用機会の均等を考慮してインターネット等を通じ、早期かつ的確に行う。

### （2）広報活動

業務説明会等の広報活動は、2026年3月1日から開始する。

### （3）選考活動

面接等の選考活動は、3（1）、4（1）及び6（1）に定める訪問開始日から開始する。

#### (4) 採用内定

正式採用内定は、10月1日以降に行う。

#### (5) 学事日程の尊重と公平公正な採用活動

学生の学修や大学等の学事日程に十分配慮するとともに、地方在住者等が不利益にならないよう留意し、大学等卒業予定者の自由な就職活動を妨げるような拘束は、一切行わないものとする。

### 2 採用選考の基本方針

採用に当たっては、採用昇任等基本方針（平成26年6月24日閣議決定）の趣旨を踏まえつつ、基本的・専門的な能力に加えて、幅広い視野を有し、時代の変化に柔軟に対応し得る多様な人材の採用に努める。

また、採用に関する以下の政府方針に十分留意しつつ、国家公務員を取り巻く厳しい環境の下で、行政及び国家公務員に対する国民の信頼を確保する観点から、国民全体の奉仕者としての、また、政府の一員としての自覚を有し、行政の公正な執行と総合的かつ効率的な運営を支える有為な人材の採用に努める。

#### (1) 女性の採用促進

男女共同参画会議における議論や「国家公務員の女性活躍とワーク

ライフバランス推進のための取組指針」(平成 26 年 10 月 17 日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定)等を踏まえ、国家公務員における女性職員の採用に係る数値目標の達成に向けて取り組む。

## (2) 採用活動におけるハラスメントの防止

労働施策総合推進法等の一部改正法(令和 7 年法律第 63 号)により、男女雇用機会均等法(昭和 47 年法律第 103 号)において、求職活動等における性的な言動に起因する問題に関して事業主等が講ずべき措置が設けられたことを踏まえ、採用活動等における国家公務員志望者等に対するハラスメントを防止するため、採用活動等に関わる職員の言動に必要な注意を払うとともに、採用活動等におけるハラスメントに関すると考えられる相談に対しては適切に対応する。

## (3) 多様な人材の確保

多様な人材を確保するため、引き続き、職務の特殊性等を踏まえつつ、特定の専門区分や特定の大学・学部出身者に偏ることなく、多様な能力及び経験を持つ人材を採用するよう努める。

## 3 2026 年度国家公務員採用総合職試験(院卒者試験)及び同試験(大卒程度試験)受験者の官庁訪問

2026年度国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）及び同試験（大卒程度試験）（以下「総合職春試験」という。）受験者の2027年4月採用に向けた官庁訪問については、特に地方在住の訪問者（訪問予定者を含む。以下同じ。）の地理的・経済的条件に最大限配慮し、可能な限り訪問機会の平等化を図るとともに、採用事務の効率化・円滑化、採用プロセスの透明性や公平性の確保等を図るため、以下のとおり取り扱うこととする（別紙1参照）。

- （1）官庁訪問の開始は、6月10日（水）（以下3及び5において「訪問開始日」という。）の午前8時以降とする。
- （2）各省庁は、訪問開始日午前8時までの間は、面接等の選考活動は一切行わない。
- （3）訪問者に対する広報活動等においては、各省庁は以下の事項を遵守する。
  - ① 第2次試験日（筆記）である4月12日（日）から訪問開始日午前8時までの間に説明会を開催する場合は、人事院の実施する第2次試験日（面接等）、学事日程等、学生等の都合を考慮し参加機会を確保するため、必ず同種の内容、同様の趣旨・テーマの説明会を

複数の日程で行う。また、可能な限りオンライン会議ツールも併用する。

- ② 各省庁の開催する説明会との重複を理由に、人事院の実施する第2次試験（面接等）の日程を変更することは不可とする。
- ③ 訪問者からの申出や相談には公平に対応することとし、一部の訪問者にのみ特別な対応をとることのないよう徹底する。
- ④ 短期間に繰り返し連絡する、深夜や長時間に及ぶ電話をかける、意に反して長時間拘束するといった訪問者の自由な就職活動を妨げるような接触は、一切行わない。
- ⑤ 最終合格者発表日（5月29日（金））から訪問開始（6月10日（水）午前8時）までの間は、各省庁は、対面により実施する広報活動は一切行わない。なお、各省庁のホームページ、メーリングリスト、SNS（フェイスブック、X（旧ツイッター）等）、オンライン会議ツール等により、訪問者等に対して広く一斉に情報発信を行うことは差し支えない。
- ⑥ 最終合格者発表日から訪問開始日の前日までの期間においては、説明会の開催に加えて、説明会に引き続く相談会や座談会の開催が可能（原則2人以上の訪問者が参加する形で開催し、その方法はオンラインにて実施可とする。）。

- ⑦ 訪問開始前の選考活動は厳禁とし、広報活動等の趣旨を逸脱し、外形的に選考活動と判断される行為は一切行わない。

(4) 2025年度に実施したタイプ3インターンシップ(産学協議会の2021年度報告書「産学協働による自律的なキャリア形成の推進」の整理による一定の要件を満たすタイプ3のインターンシップをいう。以下同じ。)で取得した学生の情報を、訪問者に対する広報活動に使用することが可能。

(5) 各省庁は、6月1日(月)午前9時から6月9日(火)午後5時までの、各省庁が定める期間中に、メール、ウェブシステム等の多数の訪問者が同時に申し込むことが可能な方法に限り、訪問開始日の午前8時以降の官庁訪問の予約を受け付けることができる。

各省庁は、官庁訪問の予約を受け付ける場合には、採用予定のある機関ごとに、あらかじめ、その旨及び予約の受付等の方法について、ホームページへの掲載その他の方法で、訪問者に対する的確に情報を提供しなければならない。

各省庁は、原則として訪問者の希望どおりに受け付けることとし、訪問者が特定の日に集中して十分な選考活動を行えなくなる場合には、各省庁の判断で他の日程を提示することも可能とする。

各省庁は、訪問者に対し、予約は1日1省庁に限る（複数の省庁に対して同一日を予約することはできない）ことを徹底し、これに従わない訪問者には、当該省庁の職員は会わないこととする。ただし、各省庁は、官庁訪問の予約がない訪問者の訪問については、各省庁の判断により、これを柔軟に受付し、予約がないことのみを理由に不利益な取扱いを行わないことを徹底する。

（6）内々定の解禁は、6月22日（月）午後3時以降とする。

各省庁は、6月22日（月）午後3時までの間は、訪問者に対し、内定、内々定に類似する言動は厳に慎むとともに、訪問者が他省庁を訪問する可能性を閉ざすような言動を行わない。

なお、6月22日（月）午後3時は内々定の解禁時刻であり、実際に内々定の通知や関連する事務手続が行われるのは後刻（6月23日（火）以降を含む。）になる場合もあり得る。

（7）各省庁においては、訪問者に対し、

- ① 訪問開始日から6月17日（水）までの間は、訪問者が訪問した同一省庁に、当該訪問日の翌日・翌々日（土日を除く）は訪問しないこと
- ② 6月18日（木）に訪問者が訪問した同一省庁には、6月19日

(金) は訪問しないこと

を指導するとともに、これに従わない訪問者には、当該省庁の職員は会わないこととする。

(8) 各省庁は、訪問開始日以降、土曜日及び日曜日（6月13日（土）、14日（日）、20日（土）、21日（日））は、次回の訪問予約に関するメールでの各省庁からの一方向の事務的連絡を除き、訪問者とは電話やメールを含め、いかなる接触も行わない。

(9) (7) 及び (8) の制限を遵守した上で、

① 6月16日（火）又は6月17日（水）に訪問した者が6月18日（木）又は6月19日（金）に当該省庁に訪問すること

② 6月19日（金）に訪問した者が6月22日（月）に当該省庁に訪問すること

は妨げないものとする。

(10) 各省庁は、地方在住の訪問者、民間企業併願者等への対応に当たり、訪問開始時期が遅れたことを理由に不利益な取扱いをしないことを徹底する。

(11) 官庁訪問においては、遠隔地からの訪問者等の交通事情等を十分

に勘案するとともに、訪問者間の公平性を配慮した上で、訪問者の希望に応じ対応可能な範囲で、オンライン面接を積極的に活用することとし、特に訪問開始日から6月12日(金)までの間においては、訪問者の選択を尊重し、オンライン面接を希望する訪問者には、必ずオンラインで対応できるようにする。なお、各省庁の判断により、対面による面接は実施せず、オンライン面接のみとするは妨げないものとする。また、第4クールにおいては、遠隔地からの訪問者への負担軽減のため可能な限りの配慮を行う。

訪問者間の公平性を担保するため、オンライン面接等や対面による面接といった面接方法の違いにより、訪問者の評価に差をつけないよう留意する。

(12) 2025年度に実施したタイプ3インターンシップで取得した学生の情報については、タイプ3インターンシップに参加しなかった訪問者について、そのことを理由に不利益な取扱いを行わず、訪問者間の公平性を担保することを徹底することを前提として、官庁訪問において使用することができるものとする。

(13) 各省庁は、志望省庁の選択のための情報提供を目的として説明会を主催することを人事院に対して要請することとする。

また、各省庁は、人事院に対し、ホームページで各省庁の業務説明会の開催予定等をまとめて周知できるよう、情報の提供、人事院のホームページとのリンクの作成等必要な協力を行うものとする。

(14) 上記(1)から(13)までについては、総合職春試験のほか、2023年度、2024年度及び2025年度国家公務員採用総合職試験(院卒者試験)及び同試験(大卒程度試験)(教養区分を含む。)合格者(以下「総合職過年度合格者」という。)から採用するために官庁訪問を行う場合にも、年度途中で採用する場合を除き、適用することとする。ただし、2026年度国家公務員総合職試験(技術系区分)既合格者向け早期官庁訪問を行う場合については、別途の申合せによるものとする。

#### 4 2026年度国家公務員採用総合職試験(大卒程度試験)(教養区分)(秋試験)受験者の官庁訪問

2026年度国家公務員採用総合職試験(大卒程度試験)(教養区分)(秋試験)(以下「教養区分(秋試験)」という。)受験者の2027年4月採用に向けた官庁訪問については、特に地方在住の訪問者の地理的・経済的条件に最大限配慮し、可能な限り訪問機会の平等化を図るとともに、採用事務の効率化・円滑化、採用プロセスの透明性や公平性の確

保等を図るため、以下のとおり取り扱うこととする（別紙2参照）。

（1）官庁訪問の開始は、12月21日（月）（以下4において「訪問開始日」という。）の午前9時以降とする。

（2）各省庁は、訪問開始日午前9時までは、面接等の選考活動は一切行わない。

（3）訪問者に対する広報活動等においては、各省庁は以下の事項を遵守する。

① 第1次試験日である10月4日（日）から訪問開始日午前9時までの間に説明会を開催する場合は、人事院の実施する第2次試験日（面接等）、学事日程等、学生等の都合を考慮し参加機会を確保するため、必ず同種の内容、同様の趣旨・テーマの説明会を複数の日程で行う。また、可能な限りオンライン会議ツールも併用する。

② 各省庁の開催する説明会との重複を理由に、人事院の実施する第2次試験（面接等）の日程を変更することは不可とする。

③ 訪問者からの申出や相談には公平に対応することとし、一部の訪問者にのみ特別な対応をとることのないよう徹底する。

④ 短期間に繰り返し連絡する、深夜や長時間に及ぶ電話をかける、意に反して長時間拘束するといった訪問者の自由な就職活動を妨

げるような接触は、一切行わない。

- ⑤ 最終合格者発表日から訪問開始日午前9時までの間は、各省庁は、対面により実施する広報活動は一切行わない。なお、各省庁のホームページ、メーリングリスト、SNS（フェイスブック、X（旧ツイッター）等）、オンライン会議ツール等により、訪問者等に対して広く一斉に情報発信を行うことは差し支えない。
- ⑥ 訪問開始日午前9時より前の選考活動は厳禁とし、広報活動等の趣旨を逸脱し、外形的に選考活動と判断される行為は一切行わない。

(4) 2025年度以降に実施したタイプ3インターンシップで取得した学生の情報を、訪問者に対する広報活動に使用することが可能。

(5) 各省庁は、12月17日（木）の午前9時から、電話、メール等の方法により、訪問開始日の午前9時以降の官庁訪問の予約を受け付けることができる。

各省庁は、官庁訪問の予約を受け付ける場合には、あらかじめ、その旨及び予約の受付等の方法について、ホームページへの掲載その他の方法で、訪問者に対し的確に情報を提供しなければならない。

また、各省庁は、予約制を導入した場合においても、官庁訪問の予約がない訪問者の訪問については、各省庁の判断により、これを

柔軟に受付し、予約がないことのみを理由に不利益な取扱いを行わないことを徹底する。

(6) 各省庁は、地方在住の訪問者、民間企業併願者等への対応に当たり、訪問開始時期が遅れたことを理由に不利益な取扱いはしないことを徹底する。

また、訪問者間の公平性を担保するため、オンライン面接等や対面による面接といった面接方法の違いにより、訪問者の評価に差をつけないよう留意する。

(7) 内定の解禁は、12月24日(木)午前9時以降とする。

各省庁は、12月24日(木)午前9時までの間は、訪問者に対し、内定に類似する言動は厳に慎むとともに、訪問者が他省庁を訪問する可能性を閉ざすような言動を行わない。

なお、12月24日(木)午前9時は内定の解禁時刻であり、実際に内定の通知や関連する事務手続が行われるのは後刻(12月25日(金)以降を含む。)になる場合もあり得る。

(8) 各省庁は、予約受付開始日以降、土曜日及び日曜日(12月19日(土)及び20日(日))は、訪問予約に関するメールでの各省庁からの一方向の事務的連絡を除き、訪問者とは電話やメールを含め、

いかなる接触も行わない。

(8) 2025 年度以降に実施したタイプ3 インターンシップで取得した学生の情報については、タイプ3 インターンシップに参加しなかった訪問者について、そのことを理由に不利益な取扱いを行わず、訪問者間の公平性を担保することを徹底することを前提として、官庁訪問において使用することができるものとする。

(9) 上記(1) から(8) までについては、原則として教養区分(秋試験) から採用されることを希望している訪問者に対してのみ適用することとする。

## 5 総合職春試験及び教養区分(秋試験) に共通の事項

(1) 官庁訪問期間中の各日の訪問開始時刻は、午前9時以降とする。

なお、総合職春試験については、訪問開始日から6月17日(水)までの間、訪問者数や受付等に要する時間を考慮し、午前8時以降とする。

(2) 各省庁は、官庁訪問に関する訪問者への対応においては、以下のとおり配慮等を行う。

① オンライン面接等や対面による面接といった面接方法の違いに

かかわらず、できる限り待ち時間を縮減し、官庁訪問期間中の各日において、訪問者を早期に帰宅させるよう最大限配慮するとともに、地方在住の訪問者に不利益とならないよう、十分留意する。終了時刻は可能な限り午後7時までとするよう努め、午後9時以降の実施は原則禁止。ただし、訪問者数が極めて多いなど、やむを得ず午後9時を越える可能性がある場合には、事前に訪問者に対して丁寧に説明するとともに、次回以降に向けて運用見直しを行う。

- ② 民間企業の面接等の予定がある訪問者の行動を過度に制限することのないよう配慮する。
- ③ 授業、試験、留学、教育実習等学生である訪問者の事情を十分に勘案して面接等を行う。
- ④ 訪問者から学事日程等に関する申出があった場合、面接時間等を配慮するとともに、面接機会の付与を含め、当該申出があったことをもって不利益な取扱いを行わない。
- ⑤ 訪問者の都合に合わせて面接方法を選択できるよう、「初日に来なければ採用しない」等の言動を行わない。

(3) 各省庁は、業務説明会等の実施に当たっては、学生の学修や大学等の学事日程、他の国家公務員採用試験等の日程等も考慮してその

日時を定めるとともに、訪問者が自主的に参加を判断できるよう、その後の選考活動に影響を与えるものではないことを十分周知するとともに、業務説明会等に参加しなかった訪問者について、そのことを理由に不利益な取扱いはしないことを徹底する。

また、業務説明会等を行おうとする場合には、あらかじめ、実施等の日時、場所、参加方法、予約の受付等について、ホームページへの掲載その他の方法で、訪問者に対し的確に情報を提供しなければならない。

(4) 各省庁は、採用に当たり上記措置を担保するため、人事院に対して以下の措置をとるよう要請するとともに、各省庁のホームページにも採用に関する情報提供と併せ本申合せを掲載することとする。

① 上記3(1)から(12)まで、4並びに5(1)及び(2)の内容について、ホームページへの掲載その他の方法により、訪問者への周知徹底を図ること。

② 第2次試験日において、訪問者に対し上記3(1)から(12)まで、4並びに5(1)及び(2)を周知すること。

③ 上記3(1)から(12)まで、4並びに5(1)及び(2)に違反する行為に関する情報を把握した場合、至急、事実関係の調査を行い、必要に応じて当該省庁に対しその是正を求めるとともに、

各省庁にその事実を通知すること。

- ④ ③における事実関係の調査の結果、重大な違反行為であると判断された場合には、その時点から人事院のホームページに当該違反省庁名を公表すること。

(5) 上記(1)から(4)までについては、2026年度国家公務員採用総合職試験のほか、総合職過年度合格者から採用するために官庁訪問を行う場合にも、年度途中で採用する場合を除き、適用することとする。ただし、2026年度国家公務員総合職試験(技術系区分)既合格者向け早期官庁訪問を行う場合については、別途の申合せによるものとする。

(6) 2028年4月以降の採用に向けた官庁訪問及びタイプ3インタビューで取得した情報の使用については、今後申し合わせる2027年度大学等卒業予定者等の採用に関する取扱い(以下「2027年度申合せ」という。)に従うものとし、各省庁は、2027年度申合せにおける内々定解禁日までの間は、2028年4月採用に関する内定、内々定に類似する言動は厳に慎むこととする。

また、2027年度大学等卒業予定者等の採用に向けた広報活動については、別途申合せを行うまで実施しないものとする。

## 6 2026年度国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）受験者の官庁訪問

2026年度国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）（以下「一般職試験」という。）受験者の2027年4月採用に向けた官庁訪問については、特に地方在住の訪問者の地理的・経済的条件に最大限配慮し、可能な限り訪問機会の平等化を図るとともに、採用事務の効率化・円滑化、採用プロセスの透明性や公平性の確保等を図るため、以下のとおり取り扱うこととする（別紙3参照）。

（1）官庁訪問の開始は、7月2日（木）（以下「一般職訪問開始日」という。）の午前9時以降とする。

ただし、7月2日（木）から7日（火）までの期間において、平日だけでは十分に選考ができない場合においては、各省庁は、予め人事院に届け出た上で、7月2日（木）又は3日（金）に自省庁に訪問した者に対してのみ、7月4日（土）に引き続き官庁訪問を実施することができる。

7月8日（水）から7月26日（日）までの間（以下「官庁訪問禁止期間」という。）は、官庁訪問や、面接等の選考活動は一切行わないこととする。

なお、官庁訪問禁止期間において、訪問者に対し業務説明会を含む広報活動等を実施することや、官庁訪問に関する予約の受付・確認など事務的な連絡を行うことは妨げないものとする。

- (2) 内々定の通知や関連する事務手続は、8月12日(水)(以下「一般職最終合格者発表日」という。)の午前9時以降に行う。

それ以前においても、各省庁は、訪問者に対し、その時点での評価を踏まえ、試験の最終合格を条件として内々定を出す旨を伝えることは可能とする。ただし、訪問者が他省庁を訪問する可能性を閉ざすような言動は行わない。

なお、8月12日(水)午前9時は内々定の解禁時刻であり、実際に内々定の通知や関連する事務手続が行われるのは後刻(8月13日(水)以降を含む。)になる場合もあり得る。

- (3) 各省庁は、一般職訪問開始日の午前9時までの間及び官庁訪問禁止期間中において、面接等の選考活動は厳に慎むとともに、業務説明会などの広報活動等を実施する場合も、同活動等の趣旨を逸脱し、外形的に選考活動と判断される行為は一切行わない。

- (4) 各省庁は、一般職訪問開始日から一般職最終合格者発表日までの期間の土曜日(1のただし書による場合を除く。)、日曜日及び祝日

は、次回の訪問予約に関するメールでの各省庁からの一方向の事務的連絡を除き、訪問者とは電話やメールを含め、いかなる接触も行わない。

(5) 各省庁は、遠隔地からの訪問者、民間企業併願者等への対応に当たり、訪問開始時期が遅れたことを理由に不利益な取扱いはしないことを徹底する。

(6) 各省庁は、業務説明会の実施に当たっては、学生の学修や大学等の学事日程、他の国家公務員採用試験等の日程等も考慮してその日時を定めるとともに、訪問者が自主的に参加を判断できるよう、その後の選考活動に影響を与えるものではないことを十分周知する。

なお、当該業務説明会については、総合職春試験を併願している一般職試験受験者が参加することも差し支えないものとするが、各省庁においては3の(2)、(3)、(7)及び(8)に定める趣旨に従い、これら一般職試験受験者との接触の機会を総合職春試験受験者との接触等に利用することは厳に慎むことを徹底する。

(7) 各省庁は、業務説明会に参加しなかった訪問者について、そのことを理由に不利益な取扱いはしないことを徹底する。

また、業務説明会を行おうとする場合には、あらかじめ、実施等

の日時、場所、参加方法、予約の受付等について、ホームページへの掲載その他の方法で、訪問者に対する的確に情報を提供しなければならない。

(8) 2025年度に実施したタイプ3インターンシップで取得した学生の情報を、訪問者に対する広報活動に使用することができるものとする。

(9) 各省庁は、6月25日(木)の午前9時(第1次試験合格者発表の翌日)以降の各省庁が定める期間中に、メール、ウェブシステム等の多数の訪問者が同時に申し込むことが可能な方法に限り、一般職訪問開始日の午前9時以降の官庁訪問の予約を受け付けることができる。

各省庁は、官庁訪問の予約を受け付ける場合には、採用予定のある機関ごとに、あらかじめ、その旨及び予約の受付等の方法について、ホームページへの掲載その他の方法で、訪問者に対する的確に情報を提供しなければならない。

また、各省庁は、予約制を導入した場合においても、官庁訪問の予約がない訪問者の訪問については、各省庁の判断により、これを柔軟に受付し、予約がないことのみを理由に不利益な取扱いを行わな

いことを徹底する。

なお、事前予約の有無にかかわらず、7月4日（土）については新規の官庁訪問希望者を受け付けることはできない。

(10) 官庁訪問開始後の各日における訪問開始時刻は、午前9時以降とする。

(11) 各省庁は、官庁訪問した訪問者への対応においては、以下のとおり配慮等を行う。

① 訪問者が他の官署を効率的に訪問することができるよう、オンライン面接や対面による面接といった面接方法の違いにかかわらず、できる限り待ち時間を縮減するなど訪問の効率化・円滑化に取り組むとともに、遠隔地からの訪問者に不利益とならないよう十分配慮することとする。

② 他の官署、地方自治体又は民間企業の面接等の予定がある訪問者の行動を過度に制限することのないよう配慮する。

③ 授業、試験、留学、教育実習等学生である訪問者の事情を十分に勘案して面接等を行うこととする。

④ 訪問者から学事日程等に関する申出があった場合、面接時間等を配慮するとともに、面接機会の付与を含め、当該申出があった

ことをもって不利益な取扱いを行わない。

- ⑤ 訪問者の都合に合わせて対応できるよう、「〇日（「初日」など特定の日）に訪問しなければ採用しない」等の言動を行わない。

(12) 官庁訪問においては、遠隔地からの訪問者等の交通事情等を十分に勘案するとともに、訪問者間の公平性に配慮した上で、オンライン面接等を積極的に活用する。

また、訪問者間の公平性を担保するため、オンライン面接等や対面による面接といった面接方法の違いにより、訪問者の評価に差をつけないよう留意する。

(13) 2025 年度に実施したタイプ3 インターンシップで取得した学生の情報については、タイプ3 インターンシップに参加しなかった訪問者について、そのことを理由に不利益な取扱いを行わず、訪問者間の公平性を担保することを徹底することを前提として、官庁訪問において使用することができるものとする。

(14) 各省庁は、訪問者が採用に関する情報を容易に知ることができるよう、訪問者への情報提供に十分配慮するものとする。

各省庁は、上記（7）及び（9）に定めるもののほか、採用予定のある機関ごとに、あらかじめ、業務説明会、官庁訪問等の日時、場

所、参加方法、予約の受付等について、ホームページへの掲載その他の方法で、訪問者に対し的確に情報を提供しなければならない。

7月4日（土）に官庁訪問を実施する省庁は、その旨を自省庁のホームページ等により、訪問予定者に周知することとする。

(15) 各省庁は、志望省庁の選択のための情報提供を目的として説明会を主催することを人事院に対して要請することとする。

また、人事院に対し、ホームページで各省庁の業務説明会の開催予定等をまとめて周知できるよう、情報の提供、人事院のホームページとのリンクの作成等必要な協力を行うものとする。

(16) 地域官署への採用については、本申合せの範囲内において、当該地域の採用活動の実情に応じて、当該地域に所在する一般職採用官署の申合せにより、別の定めをすることができる。

(17) 各省庁は、採用に当たり上記措置を担保するため、人事院に対して以下の措置をとるよう要請するとともに、採用予定のある各機関のホームページにも採用に関する情報提供と併せ本申合せを掲載することとする。

① 上記（1）から（13）まで及び（16）の内容について、ホームページへの掲載その他の方法により、訪問者への周知徹底を図るこ

と。

- ② 第1次試験日において、訪問者に対し上記（1）から（13）まで及び（16）を周知すること。
- ③ 上記（1）から（13）まで及び（16）に違反する行為に関する情報を把握した場合、至急、事実関係の調査を行い、必要に応じて当該省庁に対しその是正を求めるとともに、各省庁にその事実を通知すること。
- ④ ③における事実関係の調査の結果、重大な違反行為であると判断された場合には、その時点から人事院のホームページに当該違反省庁名を公表すること。

（18）上記（1）から（16）までについては、2026年度国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）のほか、2023年度、2024年度及び2025年度国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）合格者から採用するために官庁訪問を行う場合にも、年度途中で採用する場合を除き、適用することとする。ただし、2026年度国家公務員一般職試験（技術系区分、教養区分）既合格者向け早期官庁訪問を行う場合については、別途の申合せによるものとする。

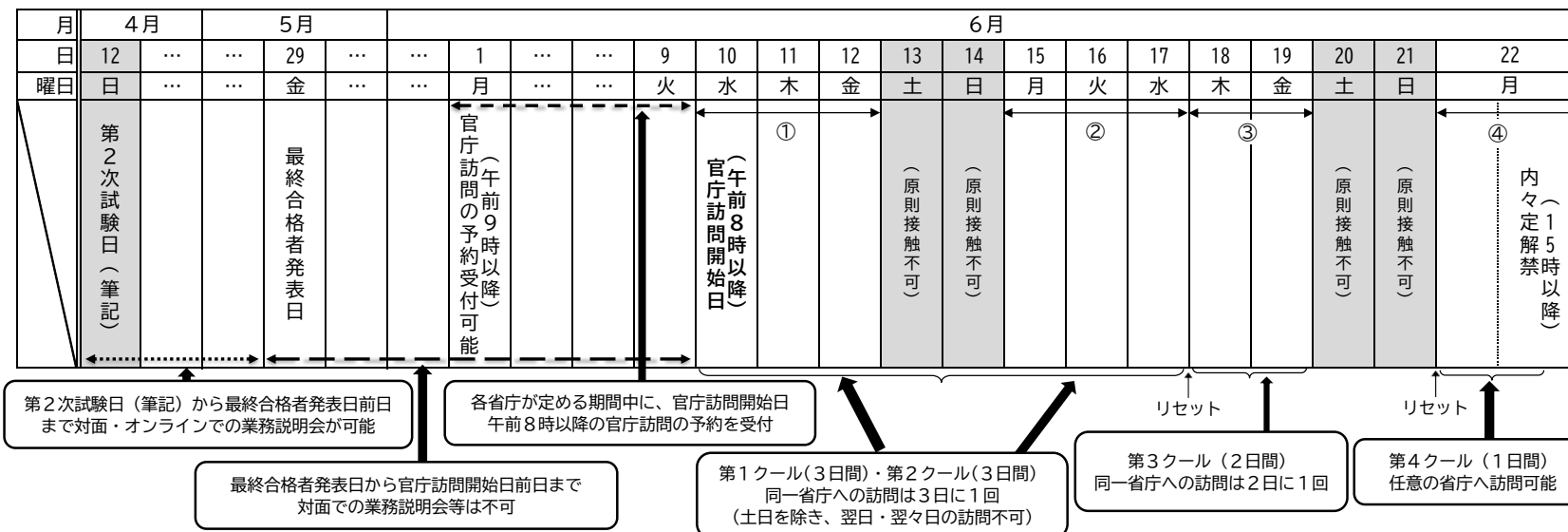
（19）2028年4月以降の採用に向けた官庁訪問及びタイプ3インターン

シップで取得した情報の使用については、今後申し合わせる 2027 年度申合せに従うものとし、各省庁は、2027 年度申合せにおける内々定解禁日までの間は、2028 年 4 月採用に関する内定、内々定に類似する言動は厳に慎むこととする。

また、2027 年度大学等卒業予定者等の採用に向けた広報活動については、別途申合せを行うまで実施しないものとする。

以 上

## 2026年度 総合職試験（春試験）官庁訪問に関するスケジュール



- (1) 官庁訪問期間中の各日の訪問開始時刻は午前9時以降。なお、第1クール・第2クールについては、午前8時以降（訪問者（訪問予定者含む。以下同じ）数や受付等に要する時間を考慮）。
- (2) 訪問開始日午前8時までの間の訪問者に対する広報活動等においては、各省庁は以下の事項を遵守。
  - ・第2次試験日（筆記）後に説明会を開催する場合、学生等の参加機会を確保するため、必ず同種の内容、同様の趣旨・テーマの説明会を複数日程で行う。可能な限りオンライン会議ツールも併用。
  - ・各省庁の開催する説明会との重複を理由に、人事院の実施する第2次試験（面接等）の日程を変更することは不可。
  - ・訪問者からの申出や相談には公平に対応することとし、一部の訪問者にのみ特別な対応をとることのないよう徹底。
  - ・短期間に繰り返し連絡する、深夜や長時間に及ぶ電話をかける、意に反して長時間拘束するといった訪問者の自由な就職活動を妨げるような接触は、一切行わない。
  - ・最終合格者発表日から訪問開始日午前8時30分までの間は、各省庁は、対面により実施する広報活動は一切行わない。
  - ・各省庁のホームページ、メールリングリスト、SNS、オンライン会議ツール等により、訪問者等に対して広く一斉に情報発信を行うことは差し支えない。
  - ・最終合格者発表日から訪問開始日の前日までの期間においては、説明会の開催に加えて、説明会に引き続き相談会や座談会の開催が可能（原則2人以上の訪問者が参加する形で開催し、その方法はオンラインにて実施可とする）
  - ・訪問開始日午前8時30分より前の選考活動は厳禁とし、広報活動等の趣旨を逸脱し、外形的に選考活動と判断される行為は一切行わない。
- (3) 6月1日（月）午前9時から9日（火）午後5時までの、各省庁が定める期間中に、メール、ウェブシステム等の多数の訪問者が同時に申し込むことが可能な方法に限り、訪問開始日午前8時30分以降の官庁訪問の予約を受付。受験者に対し、予約は1日1省庁に限る（複数の省庁に対して同一日を予約することはできない）ことを徹底。  
 6月18日（火）又は17日（水）に訪問した者が6月18日（木）又は19日（金）に当該省庁に訪問すること、6月19日（金）に訪問した者が22日（月）に当該省庁に訪問することは差し支えない。なお、6月13日（土）、14日（日）、20日（土）及び21日（日）は、次回の訪問予約に関するメールでの各省庁からの一方向の事務的連絡を除き、訪問者とは電話やメールを含め、いかなる接触も行わない。
- (4) 内々定解禁は6月22日（月）15時以降。同日時までの間は、訪問者に対し内定、内々に類似する言動は厳に慎み、訪問者が他省庁を訪問する可能性を閉ざすような言動を行わない。  
 官庁訪問に関する訪問者への対応においては、以下のとおり配慮等を行う。
  - ・地方在住訪問者、民間企業併願者等への対応に当たり、訪問開始時期が遅れたことを理由に不利益な取扱いはいししないことを徹底。
  - ・遠隔地から訪問する訪問者等の交通事情等を十分に勘案するとともに、訪問者間の公平性を配慮した上で、訪問者の希望に応じ対応可能な範囲で、オンライン面接を積極的に活用することとし、特に第1クールにおいては、訪問者の選択を尊重し、オンライン面接を希望する訪問者には、必ずオンラインで対応。また、第4クールにおいては、遠隔地からの訪問者の負担軽減のため可能な限りの配慮を行う。
- (5) 訪問者間の公平性を担保するため、オンライン面接等や対面による面接といった面接方法の違いにより、訪問者の評価に差をつけないように留意。
- (6) できる限り待ち時間を縮減し、各日において、訪問者を早期に帰宅させるよう最大限配慮。終了時刻は可能な限り午後7時までとし、午後9時以降の実施は原則禁止。
  - ・民間企業の面接等の予定がある訪問者の行動を過度に制限することのないよう配慮。
  - ・授業、試験、留学、教育実習等学生である訪問者の事情を十分に勘案して面接等を実施。
  - ・訪問者から学事日程等に関する申出があった場合、面接時間等を配慮するとともに、面接機会の付与を含め、当該申出があったことをもって不利益な取扱いは行わない。
  - ・訪問者の都合に合わせて面接方法を選択できるよう、「初日に来なければ採用しない」等の言動を行わない。
  - ・タイプ3インタビューに参加しなかったことを理由に訪問者に不利益な取扱いを行わない。

## 2026年度 総合職試験(大卒程度試験)(教養区分)(秋試験)官庁訪問に関するスケジュール

月	12月								
日	16	17	18	19	20	21	22	23	24
曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木
		最終合格者発表日	官庁訪問の予約受付可能 (午前9時以降)	(原則接触不可)	(原則接触不可)	官庁訪問開始日 (午前9時以降)			(午前9時以降) 内定解禁

最終合格者発表日から官庁訪問開始日午前9時までの間、対面での業務説明会不可

- (1) 官庁訪問期間中の各日の訪問開始時刻は、午前9時以降とする。
- (2) 訪問開始日午前9時までの間の訪問者（訪問予定者含む。以下同じ）に対する広報活動等においては、各省庁は以下の事項を遵守。
  - ・第1次試験後に説明会を開催する場合、学生等の参加機会を確保するため、必ず同種の内容、同様の趣旨・テーマの説明会を複数日程で行う。可能な限りオンライン会議ツールも併用。
  - ・各省庁の開催する説明会との重複を理由に、人事院の実施する第2次試験（面接等）の日程を変更することは不可。
  - ・訪問者からの申出や相談には公平に対応することとし、一部の訪問者にのみ特別な対応をとることのないよう徹底。
  - ・短期間に繰り返し連絡する、深夜や長時間に及び電話をかける、意に反して長時間拘束するといった訪問者の自由な就職活動を妨げるような接触は、一切行わない。
  - ・最終合格者発表日から訪問開始日午前9時までの間は、各省庁は、対面により実施する広報活動は一切行わない。
  - ・各省庁のホームページ、メーリングリスト、SNS、オンライン会議ツール等により、訪問者等に対して広く一斉に情報発信を行うことは差し支えない。
  - ・訪問開始日午前9時より前の選考活動は厳禁とし、広報活動等の趣旨を逸脱し、外形的に選考活動と判断される行為は一切行わない。
- (3) 12月17日（木）午前9時から、電話、メール等の方法により、訪問開始日午前9時以降の官庁訪問の予約を受け付けることができる。
- (4) 12月19日（土）及び20日（日）は、訪問予約に関するメールでの各省庁からの一方向の事務的連絡を除き、訪問者とは電話やメールを含め、いかなる接触も行わない。
- (5) 内定の解禁は12月24日（木）午前9時以降。同日時までの間は、訪問者に対し内定、内々定に類似する言動は厳に慎むとともに、訪問者が他省庁を訪問する可能性を閉ざすような言動を行わない。
- (6) 2028年4月採用に向けた官庁訪問については、今後申し合わせる2027年度大学等卒業予定者等の採用に関する取扱いに従うものとし、同取扱いにおける内定解禁日までの間は、訪問者に対し、2028年4月採用に関する内定、内々定に類似する言動は厳に慎むこととする。
- (7) 官庁訪問に関する訪問者への対応においては、以下のとおり配慮等を行う。
  - ・地方在住訪問者、民間企業併願者等への対応に当たり、訪問開始時期が遅れたことを理由に不利益な取扱いはいししないことを徹底。
  - ・訪問者間の公平性を担保するため、オンライン面接等や対面による面接といった面接方法の違いにより、訪問者の評価に差をつけられないよう留意。
  - ・できる限り待ち時間を縮減し、官庁訪問期間中の各日において、訪問者を早期に帰宅させるよう最大限配慮。終了時刻は可能な限り午後7時までとし、午後9時以降の実施は原則禁止。
  - ・民間企業の面接等の予定がある訪問者の行動を過度に制限することのないよう配慮。
  - ・授業、試験、留学、教育実習等学生である訪問者の事情を十分に勘案して面接等を実施。
  - ・訪問者から学事日程等に関する申出があった場合、面接時間等を配慮するとともに、面接機会の付与を含め、当該申出があったことをもって不利益な取扱いは行わない。
  - ・訪問者の都合に合わせて面接方法を選択できるよう、「初日に来なければ採用しない」等の言動を行わない。
  - ・タイプ3インターンシップに参加しなかったことを理由に訪問者に不利益な取扱いを行わない。

## 2026年度 一般職試験（大卒程度試験）官庁訪問に関するスケジュール

月	6月			7月										8月					
日	24	25	…	1	2	3	4	5	6	7	8	…	26	27	…	…	12	13	…
曜日	水	木	…	火	木	金	土	日	月	火	水	…	日	月	…	…	水	木	…
	第1次試験合格者発表日		官庁訪問の予約受付可能 (午前9時以降)		官庁訪問開始日 (午前9時以降)		官庁訪問期間 (原則接触不可) ※以下の場合を除く		官庁訪問期間			官庁訪問禁止期間 ※業務説明会の開催は可能			官庁訪問期間 最終合格者発表日 (午前9時以降) 内々定解禁				

7月2日又は3日に訪問した省庁に限り、  
官庁訪問可能

- 官庁訪問期間中の各日の訪問開始時刻は、午前9時以降とする。ただし、7月2日（木）から7日（火）までの期間において、平日だけでは十分に選考ができない場合においては、各省庁は、予め人事院に届け出た上で、7月2日（木）又は3日（金）に自省庁に訪問した者に対してのみ、7月4日（土）に引き続き官庁訪問の実施が可能。
- 官庁訪問開始前の選考活動は厳に慎むとともに、広報活動等の趣旨を逸脱し、外形的に選考活動と判断される行為は一切行わない。
- 6月25日（木）午前9時以降の各省庁が定める期間中に、メール、ウェブシステム等の多数の訪問者（訪問予定者含む。以下同じ）が同時に申し込むことが可能な方法に限り、訪問開始日午前9時以降の官庁訪問の予約を受け付けることができる。
- 7月8日（水）から26日（日）までの間は、官庁訪問や、面接等の選考活動は一切行わないこととする。なお、同期間において、訪問者に対し業務説明会を含む広報活動等を実施することや、官庁訪問に関する予約の受付・確認など事務的な連絡を行うことは差し支えない。
- 一般職訪問開始日から一般職最終合格者発表日までの期間の土曜日（（1）のただし書きを除く。）、日曜日及び祝日は、次の訪問予約に関するメールでの各省庁からの一方向の事務的連絡を除き、訪問者とは電話やメールを含め、いかなる接触も行わない。
- 内々定の通知や関連する事務手続は、8月12日（水）午前9時以降。それ以前においても、各省庁は、訪問者に対し、その時点での評価を踏まえ、試験の最終合格を条件として内々定を出す旨を伝達することは可能とする。ただし、訪問者が他省庁を訪問する可能性を閉ざすような言動は行わない。
- 官庁訪問に関する訪問者への対応においては、以下のとおり配慮等を行う。
  - 遠隔地から訪問する訪問者、民間企業併願者等への対応に当たり、訪問開始時期が遅れたことを理由に不利益な取扱いをしないことを徹底。
  - 遠隔地から訪問する訪問者等の交通事情等を十分に勘案するとともに、訪問者間の公平性を配慮した上で、オンライン面接を積極的に活用する。
  - 訪問者間の公平性を担保するため、オンライン面接等や対面による面接といった面接方法の違いにより、訪問者の評価に差をつけないよう留意。
  - 訪問者が他の官署を効率的に訪問することができるよう、できる限り待ち時間を縮減するなど訪問の効率化・円滑化に取り組む。
  - 他の官署、地方自治体又は民間企業の面接等の予定がある訪問者の行動を過度に制限することのないよう配慮。
  - 授業、試験、留学、教育実習等学生である訪問者の事情を十分に勘案して面接等を実施。
  - 訪問者から学事日程等に関する申出があった場合、面接時間等を配慮するとともに、面接機会の付与を含め、当該申出があったことをもって不利益な取扱いは行わない。
  - 訪問者の都合に合わせて対応できるよう、「〇日（「初日」など特定の日）に訪問しなければ採用しない」等の言動を行わない。
  - タイプ3インターンシップに参加しなかったことを理由に訪問者に不利益な取扱いを行わない。

## 国家公務員採用総合職試験受験者等の官庁訪問に関する口頭申合せ

令和8年2月25日

- 1 総合職春試験及び教養区分（秋試験）の訪問開始日時（総合職春試験においては6月10日（水）午前8時、教養区分（秋試験）においては12月21日（月）午前9時）までの間の留意事項（令和8年2月25日各省庁人事担当課長会議申合せ「2026年度大学等卒業予定者等の採用について」（以下「申合せ」という。）3（3）及び4（3）関連）

（1）総合職春試験においては第2次試験日（筆記）（4月12日（日））、教養区分（秋試験）においては第1次試験日（10月4日（日））以降に、各省庁において業務説明会（対面によらずオンライン等を使用する場合を含む。以下同じ。）を実施するに当たっては、以下の点に十分留意することとする。

- ① 訪問者（訪問予定者を含む。以下同じ。）の第2次試験への準備、地方在住の訪問者の負担等を考慮し、可能な限り参加希望者を受け入れ、業務説明会を1日に複数回開催することや、訪問者を長時間拘束しないよう配慮すること等により、訪問者が効率的に参加できるよう留意する。
- ② 業務説明会はホームページ等で広く周知して参加を募ることと

し、広報活動等の趣旨を逸脱し、外形的に選考活動として疑われること（特定の訪問者のみを対象に業務説明会を開催すること等）又は訪問者を長時間拘束しがちなこと（訪問者同士を議論させる形式により開催すること等）は行わないよう留意する。

- ③ 業務説明会の前後に訪問者個人からの質問等に個別に回答することは差し支えないが、特定の訪問者のみ場所を移動して対応する等選考活動と疑われることは行わないよう留意する。

(2) 各省庁は、ホームページ、メーリングリスト、SNS（フェイスブック、X（旧ツイッター）等）、オンライン会議ツール等による広報活動を行うに当たっては、メーリングリストへの登録、SNSの閲覧・フォロー等がその後の選考活動に影響を与えるものではないことを明記するなど、外形的に選考活動と疑われることのないよう留意する。

(3) 各省庁は、訪問者からの問合せに回答する場合には、訪問者に対して評価につながる印象を与えるような応答を行うことは厳に慎むこととし、問合せに対する応答の透明性・公平性の確保に十分留意する。

2 総合職春試験及び教養区分（秋試験）の訪問開始日以降の対応（申

合せ3～5関連)

- (1) 合せ3から5までにおける訪問開始の時刻とは、各省庁が訪問者の受付（受付リストへの記入、待合室への入場等）を開始する時刻をいう。
- (2) 合せ5（2）①における終了時刻について、午後10時以降の実施は禁止とする。
- (3) 合せ3（6）及び4（7）の「内定、内々定に類似する言動」には、「〇日に来れば採用する」、「もう他省庁を回る必要はない」、「他省庁への訪問をやめれば採用する」、「〇〇省へ辞退の連絡をすれば採用する」、「あとは君の気持ち次第（でこちらの考えは決まっている）」、「明日は他省庁を回るな」、「明日は自宅（宿泊先）に電話を入れる（から他省庁を回るな）」等、他省庁訪問の可能性を閉ざすような言動を含み、これらのいわゆる「オワハラ」と判断されるような行為は、厳に慎むことを徹底する。
- (4) 各省庁は、合せ3（3）①、⑥及び4（3）①の業務説明会等への参加の有無、3（3）⑤及び4（3）⑤のメーリングリストの登録、SNSの閲覧・フォローの有無などを採用に当たっての判断要素としないこととする。

(5) 申合せ3(10)、4(6)及び5(2)については、特に、「なぜ最初から来なかったのか」、「なぜ〇〇省を先に訪問したのか」、「今ごろ何しに来たのか」等、訪問開始時期が遅れたことを理由に不利益に扱われているという印象を訪問者に与えるおそれのある言動を行わないよう、採用担当者はもとより、訪問者に接触する職員全員に徹底する。

(6) 申合せ3(12)及び4(9)について、タイプ3インターンシップにおいて取得した学生の情報を官庁訪問において使用するに当たっては、例えば、「タイプ3のインターンシップに参加していないことをもって不利益に取り扱うことは一切ありません。」と採用ページに記載するなど、不利益な取扱いをしないことを十分に周知するものとする。また、学生の情報を官庁訪問において使用するに当たっては、産学協働会の2021年度報告書「産学協働による自律的なキャリア形成の推進」に示されているとおり、インターンシップが採用活動ではないことに鑑み、選考プロセスを極端に省略することは行わないものとする。

(7) 内々定解禁前（教養区分（秋試験）にあつては、内定解禁前）においては、各省庁は、訪問者が複数の省庁を訪問する機会が得られる

よう最大限配慮するものとする。採用可能性が低いと判断した訪問者に対しては、その旨を遅滞なく示唆し、訪問者の囲い込みにより、他省庁への訪問機会が減ることのないよう配慮する。

- (8) 各省庁は、午前中に官庁訪問した訪問者が当日中の常識的な時間帯に他省庁にも訪問できるよう努めるなど、官庁訪問の効率化・円滑化に取り組む。特に、他省庁への訪問を希望した訪問者について、これを拘束しないこととする。

なお、申合せ5(1)において、6月10日(水)から6月17日(水)までの間、訪問開始時刻を1時間早めている趣旨は、多数の訪問者が集中し受付等に相当の時間を要することが想定されるため、実質的に訪問者の拘束時間を縮減するためのものであり、各省庁においては、その趣旨を踏まえ適切に対応するものとする。

- (9) 業務説明会等の広報活動や面接等の選考活動については、効率化・円滑化を図るとともに、個々の訪問者の進捗状況に応じた対応を行うことなどにより、訪問者を早期に帰宅させるよう最大限配慮するものとする。

さらに、例えば深夜に長時間にわたる電話をするなど、訪問者の翌日の訪問に支障を来すようなことは行わないこととする。

なお、申合せ3(8)及び4(8)について、官庁訪問期間中の土曜日及び日曜日に次回の訪問予約に関するメールでの各省庁からの一方向の事務的連絡のみ可能としている趣旨は、訪問当日における訪問者の拘束時間を縮減するためのものであり、各省庁においては、その趣旨を踏まえ、これに該当しない訪問者との接触は行わないよう適切に対応するものとする。なお、官庁訪問期間中の土曜日及び日曜日に訪問者からの接触があった場合であっても対応しないこととし、訪問者にもその旨徹底する。

(10) 申合せ3(3)⑥の説明会に引き続き相談会や座談会については、1人のみの参加であっても開催が可能となるのは、府省全体の採用予定数が少数である試験区分の訪問者であって、やむを得ないと認められる場合のみとする。

(11) 2026年12月の官庁訪問期間中に、教養区分(秋試験)受験者のうち2028年4月採用を希望する者の訪問を受けた場合は、各省庁は、今後申し合わせる2027年度大学等卒業予定者等の採用に関する取扱いに従うこととなる旨を伝えることとする。なお、各省庁は、申合せ5(6)の趣旨に十分留意するものとする。

3 国家公務員採用一般職試験(大卒程度試験)の訪問開始日以降の対

応（申合せ6（2）、（5）、（11）及び（13）関連）

（1）申合せ6（2）の「試験の最終合格を条件として内々定を出す旨を伝達する」際には、「もう他省庁を回る必要はない」、「他省庁への訪問をやめれば採用する」、「〇〇省へ辞退の連絡をすれば採用する」、「明日は他省庁を回るな」、「明日は自宅（宿泊先）に電話を入れる（から他省庁を回るな）」等、他省庁訪問の可能性を閉ざすような言動を含む、いわゆる「オワハラ」と判断されるような行為は、厳に慎むことを徹底する。

（2）申合せ6（5）及び（11）については、特に、「なぜ最初から来なかったのか」、「なぜ〇〇省を先に訪問したのか」、「今ごろ何しに来たのか」等、訪問開始時期が遅れたことを理由に不利益に扱われているという印象を訪問者に与えるおそれのある言動を行わないよう、採用担当者はもとより、訪問者に接触する職員全員に徹底する。

（3）申合せ6（13）については、タイプ3インターンシップにおいて取得した学生の情報を官庁訪問において使用するに当たっては、例えば、「タイプ3のインターンシップに参加していないことをもって不利益に取り扱うことは一切ありません。」と採用ページに記載するなど、不利益な取扱いをしないことを十分に周知するものとする。ま

た、学生の情報を官庁訪問において使用するに当たっては、産学協働会の2021年度報告書「産学協働による自律的なキャリア形成の推進」に示されているとおり、インターンシップが採用活動ではないことに鑑み、選考プロセスを極端に省略することは行わないものとする。

#### 4 国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）併願者の扱い（申合せ6(6)関連）

申合せ6(6)は、一般職訪問開始日前の業務説明会について、申合せ3(2)及び(3)の広報活動等の定めや3(7)及び(8)の訪問間隔等の定めとの関係を明確にするため、総合職春試験を併願している一般職試験受験者も参加して差し支えないものとしたものであるが、その趣旨は、総合職春試験を併願しているかどうかにかかわらず、一般職試験受験者については、一般職の業務説明会において同じ取扱いをすることであり、各省庁においては、この趣旨から逸脱することのないよう、採用担当者等に周知徹底を図ることとする。

#### 5 その他

(1) 広報活動等や選考活動の実施に当たっては、採用担当者のみなら

ず、訪問者と接することになる全ての職員に対して、本申合せの内容を周知徹底し、訪問者側も各省庁の対応等に注目していることを十分に留意した上で、公平公正な採用活動を実施することとする。

(2) 各省庁は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律の趣旨に鑑み、性的指向等に関して、訪問者等が不快感を抱くような言動は厳に慎むよう留意する。

(3) 人事院に対し、各省庁の要望も踏まえながら、2026年度官庁訪問の終了後に学生、大学等から2026年度官庁訪問スケジュール等についての感想、意見等を十分に聴取するよう要請する。

その結果等を踏まえ、必要に応じ官庁訪問ルールの見直しを行うものとする。

(4) 各省庁は、広報活動開始時期前に啓発活動として行う業務説明会等について、不特定多数の者に対して公務の魅力を発信するという趣旨に鑑み、卒業・修了予定者以外も幅広く対象として実施するとともに、採用を目的としているという印象を与えるおそれがある言動は行わないよう、学生等に接触する職員全員に徹底する。

また、ホームページ及びその他の方法での周知に当たっては、啓

発活動である旨を明示する等により広報活動であるとの誤解を招く  
ことのないよう留意する。